

○島根県警察情報処理能力検定に関する訓令

(平成27年11月25日島根県警察訓令第24号)

島根県警察情報処理能力検定に関する訓令（平成6年島根県警察訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、情報処理能力検定に関する訓令（平成5年警察庁訓令第1号。以下「警察庁訓令」という。）第7条の規定に基づき、島根県警察における警察職員の情報処理能力についての検定（以下「能力検定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（能力検定の級位）

第2条 能力検定の級位は、初級及び中級（以下「各級位」という。）とする。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表第1の級位の区分に応じ、同表に掲げる知識及び技能のとおりとする。

（情報処理能力検定総括責任者）

第3条 島根県警察本部に情報処理能力検定総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、警務部長をもって充てる。

2 総括責任者は、能力検定に関する事務を総括する。

（能力検定の実施等）

第4条 各級位の能力検定は、年1回以上実施する。

2 各級位の能力検定は、筆記試験又は電子計算機その他の電子機器を利用した試験により行う。

3 各級位の試験問題は別表第2に掲げる試験の項目に基づき出題する。

4 各級位の試験時間及び出題数は、おおむね2時間、20問とする。

5 能力検定の実施期日、場所その他必要な事項については、能力検定実施の都度、総括責任者が各所属長に示達する。

（受験の手続）

第5条 所属長は、能力検定実施の都度、これを受けようとする者を調査し、情報処理能力検定受験者名簿（様式第1号）を作成して、総括責任者に提出するものとする。

（合格の基準）

第6条 各級位の能力検定は、試験問題について60パーセント以上の正解で合格とする。

（合格の通知等）

第7条 総括責任者は、能力検定に合格した者（以下「合格者」という。）を決定したときは、当該合格者の所属長に通知するものとする。

（他の実施機関が行う能力検定との関係）

第8条 警察庁訓令に基づき、他の実施機関（警察庁（警察大学校及び科学警察研究

所を含む。)、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部及び都道府県警察（島根県警察を除く。）をいう。以下同じ。）が実施した各級位の能力検定に合格した者は、この訓令による能力検定の当該級位に合格したものとみなす。

2 所属長は、他の実施機関が実施した各級位の能力検定に合格した者があるときは、情報処理能力検定合格者報告書（様式第2号）により総括責任者に報告するものとする。

（合格者台帳の備付け）

第9条 総括責任者は、情報処理能力検定合格者台帳（様式第3号。以下「台帳」という。）を備え、各級位の合格者を登載し、整理保存するものとする。

2 総括責任者は、警察庁長官が実施した上級の能力検定の合格者及び他の実施機関が実施した各級位の能力検定の合格者について、当該実施機関からの通報又は所属長からの報告があった場合は、当該合格者を台帳に登載し、整理保存するものとする。

（補則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日島根県警察訓令第40号）

この訓令は、制定の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

能力検定に関する知識及び技能

級位	知 識 及 び 技 能
初級	<p>1 警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）第2条第5号に定める警察情報システム及び島根県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成17年島根県警察訓令第5号）第2条第5号に定める県警察情報システム（以下「警察情報システム等」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、警察情報システム等の基本的な操作に必要なもの</p>
中級	<p>1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を実施するために必要な、又は上司の指導の下、警察情報システム等を設計、開発、整備及び運用するために必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であって、業務で利用するソフトウェアの応用並びに警察情報システム等の操作についての職員に対する指導及び教養に必要なもの</p>

別表第2（第4条関係）
能力検定に関する試験の項目

試 験 の 項 目	出題範囲	
	初級	中級
1 情報処理における各種法令等に関する知識 (1) 個人情報の保護に関すること。 (2) 警察情報セキュリティポリシーに関すること。 (3) 警察情報管理システムに係る各種規程に関すること。 (4) その他関連法規に関すること。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
2 コンピュータシステムに関する知識 (1) ハードウェア、システムに関すること。 (2) ソフトウェアに関すること。 (3) ネットワークに関すること。 (4) データベースに関すること。 (5) 情報セキュリティに関すること。	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
3 アプリケーションの利用に関する知識（オフィスツール）	○	
4 アプリケーションに関する知識（マークアップ言語、マクロ）・プログラミングに関する基礎的知識		○

様式 〔略〕